

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

経営者集中申告に関する指導意見  
(2014年6月6日商務部反独占局のウェブサイトに掲載)

「中華人民共和国独占禁止法」(以下「独占禁止法」という。)、 「経営者集中申告基準に関する国务院の規定」(以下「規定」という。 )及び「経営者集中申告弁法」(以下「弁法」という。 )等の関連法律・法規により、申告基準に達する経営者集中について、経営者は、事前に商務部に申告しなければならない、申告しない場合には集中を実施してはならない。経営者の申告の便宜のため、商務部反独占局は、自局が2009年1月5日に公布した「経営者集中申告に関する指導意見」に対して改定を行った。ここに公布し、経営者の参考に供する。

第1条 本指導意見にいう「経営者集中」とは、「独占禁止法」第20条所定の、次の各号に掲げる状況をいう。

- (一) 経営者が合併すること。
- (二) 経営者が持分又は資産を取得する方式を通じてその他の経営者に対する支配権を取得すること。
- (三) 経営者が契約等の方式を通じてその他の経営者に対する支配権を取得すること、又はその他の経営者に対して決定的な影響を与えることができるようになること。

第2条 本指導意見にいう「申告基準」とは、「規定」第3条所定の、次の各号に掲げる基準をいう。

- (一) 集中に参加する全ての経営者の前会計年度の全世界における営業額の合計が100億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも2つの経営者の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも4億人民元を超えている。
- (二) 集中に参加する全ての経営者の前会計年度の中国国内における営業額の合計が20億人民元を超えており、かつ、そのうち少なくとも2つの経営者の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも4億人民元を超えている。

第3条 経営者集中においていう支配権には、単独支配権及び共同支配権が含まれる。

経営者が取引を通じてその他の経営者に対する支配権を取得するか否か、又はその他の経営者に対して決定的な影響を与えることができるようになるか否か(支配権及び決定的な影響は、以下、「支配権」と総称する。)の判断は、大量の法律及び事実の要素によって決まる。集中合意及びその他の経営者の定款は、重要な判断依拠であるが、唯一の依拠ではない。集中合意及び定款から支配権の取得を判断することはできないものの、その他持分分散等の原因により、当該経営者に事実上の支配権が実質的に付与されている場合も、経営者集中においていう支配権の取得に属する。経営者が取引を通じてその他の経営者の支配権を取得するか否かの判断には、通常、以下を含むがこれらに限らない要素を考慮する。

- (一) 取引の目的及び将来の計画

- (二) 取引前後におけるその他の経営者の持分構造及びその変化
- (三) その他の経営者の株主総会の決議事項及びその決議メカニズム、並びにその過去の出席率及び決議状況
- (四) その他の経営者の董事会又は監事会の構成及びその決議メカニズム
- (五) その他の経営者の高級管理職員の任免等
- (六) 議決権行使の委託、共同行為者等が存在しているか否かというその他の経営者の株主、董事間の関係
- (七) 当該経営者とその他の経営者との間、重大な商業関係又は協力合意等が存在しているか否か

支配権の取得は、経営者が直接的に取得することも、当該経営者が既に支配している経営者を通じて間接的に取得することもできる。

第4条 新設の合弁企業について、当該合弁企業を共同支配する経営者が少なくとも2つある場合には、経営者集中を構成する。1つの経営者のみが当該合弁企業を単独支配し、その他の経営者に支配権がない場合には、経営者集中を構成しない。

第5条 営業額には、関連経営者の前会計年度内における製品の販売及び役務の提供で獲得した収入を含め、関連税金及びその付加金は差し引く。

本指導意見第2条にいう「中国国内における」とは、経営者の製品又は役務の買手の所在地が中国国内にあることをいう。これには、経営者による中国以外の国又は地域からの中国向け輸出を含むが、当該経営者が中国から中国以外の国又は地域に輸出した製品又は役務は含まない。

本指導意見第2条にいう「全世界における」には、中国国内における営業額を含む。

金融業の営業額の計算は、「金融業の経営者集中申告に係る営業額計算弁法」に従って執行する。

第6条 集中に参加する個別の経営者の営業額は、下記の経営者の営業額の総和でなければならない。

- (一) 当該個別の経営者
- (二) 第(一)号にいう経営者が直接又は間接に支配するその他の経営者
- (三) 第(一)号にいう経営者を直接又は間接に支配するその他の経営者
- (四) 第(三)号にいう経営者が直接又は間接に支配するその他の経営者
- (五) 第(一)ないし第(四)号にいう経営者のうち2つ以上の経営者が共同支配するその他の経営者

集中に参加する個別の経営者の営業額には、上記(一)ないし(五)号に掲げた経営者間で発生した営業額を含めず、それが前会計年度又はそれ以前に既に売却し、又は支配権を有しなくなった経営者の営業額も含めない。

集中に参加する個別の経営者間、又は集中に参加する経営者と集中に参加しない経営者との間に、共同支配するその他の経営者がある場合には、集中に参加する個別の経営者の営業額には、共同支配される経営者と第三者たる経営者との間の営業額を含めなければならない。かつ、この営業額は1回だけ計算する。

集中に参加する個別の経営者間に、共同支配するその他の経営者がある場合には、集中に参加する全ての経営者の合計営業額には、共同支配される経営者とそれを共同支配するいずれか1つの集中参加経営者又は後者と支配関係を有する経営者の間で発生した営

業額を含めないものとする。

集中に参加する経営者が2つ以上の経営者に共同支配されている場合には、その営業額には、全ての支配者の営業額を含めなければならない。

第7条 ある経営者集中に1つ又は複数の経営者の一部に対する買収が含まれる場合において、売却された部分に対し売却者が取引後に支配権を有しなくなる時は、売却者については、集中に関わる部分の営業額のみを計算する。

上記の規定は、主に次の2種類の場合を含んでいる。一つ目は、資産を売却する状況において、売却された資産に対して売却者が支配権を有しなくなる場合であり、このときは、当該資産により発生する営業額のみを計算する。二つ目は、対象会社の全部又は一部の持分を売却する状況において、売却者が取引完成後に対象会社に対して支配権を有しなくなる場合であり、このときは、当該対象会社の営業額のみを計算する。

第8条 同一の経営者の間で2年以内に複数回実施された、申告基準に達しない経営者集中は、1回の集中取引とみなさなければならず、集中発生時期は最後の1回の取引から計算し、当該経営者集中の営業額については、複数回の取引を合算しなければならない。経営者が自身と支配関係を有するその他の経営者を通じて実施する上記の行為は、本条項により処理する。

第9条 反独占局が立件審査を決定する前において、経営者は、申告済み又は申告予定の経営者集中について、反独占局に相談を申請することができる。反独占局は、相談申請者が提供する情報に基づき、当該申請者が関心を持つ問題について指導意見を提供する。

相談は、経営者集中申告の必須手続ではなく、経営者は相談を申請するか否かを自ら決定する。

第10条 相談申請は、書面方式により、ファックス、郵送等の方式を通じて反独占局に提出しなければならない。相談申請には、次の内容を含んでいなければならない。

- (一) 取引概況、取引各当事者の基本情報等の文書及び資料
- (二) 相談しようとする問題
- (三) 相談参加者の氏名、国籍、単位及び職務
- (四) 希望の相談日時
- (五) 関係者及びその連絡方式等

第11条 相談に係る取引は、真実であって相対的に確定的なものでなければならず、かつ、相談しようとする問題は、申告予定又は申告済みの集中と直接関係のあるものでなければならない。相談する問題には、次の各号に掲げるものを含むことができる。

- (一) 取引について申告が必要か否か。関連取引が経営者集中に属しているか否か、申告基準に達しているか否か等を含む。
- (二) 提出が必要な申告文書・資料。申告文書・資料の情報種類、形式、内容及び詳細度等を含む。
- (三) 具体的な法律及び事実問題。関連商品市場及び関連地域市場をどのように画定するか、「経営者集中簡易事件の適用基準に関する暫定規定」に適合しているか否か等を含む。
- (四) 申告及び審査手順についての指導の提供。申告の時期、申告義務者、申告及び審査の期限、簡易事件の申告手続、非簡易事件の申告手続、審査手続等を含む。
- (五) その他の関連問題。例えば、法に従った申告がなされていないという問題が取引に

存在するか否か等

第12条 反独占局は、相談申請を受けた後、事件の具体的な状況及び相談しようとする問題に基づき、相談を手配するか否か、及びどのように相談を手配するかを確定する。

相談申請の内容が完全でないものに対しては、反独占局は、補充資料の提出を経営者に要求することができる。経営者は、反独占局が規定する期間内に補充提出しなければならない。

第13条 合併方式を通じて実施する経営者集中は、合併に参加する各経営者が申告する。その他の方式による経営者集中は、支配権を取得する経営者が申告し、その他の経営者はこれに協力する。

同一事件において、申告義務を有する経営者が2つ以上ある場合には、うち1つの経営者が申告に責任を負うことを約定することも、共同申告することもできる。1つの経営者による申告を約定した場合において申告がなされないときは、申告義務を有するその他の経営者について、法どおりに申告していないことに係るその法的責任を上記約定を理由に減免することはない。

申告義務者が集中申告を行わない場合には、集中に参加するその他の経営者は、申告を提出することができる。

第14条 申告者は、集中合意の締結後、集中の実施前に商務部に申告しなければならない。

株式公開買付方式で上場会社を買収する場合には、公告済みの公開買付報告書は、締結済みの集中合意とみなすことができる。

第15条 申告者は、「独占禁止法」第23条の規定に適合する申告文書・資料を提出することができた後に、申告を提出しなければならない。

申告者は申告文書・資料を商務部行政事務サービスセンター経由で反独占局に提出し、行政サービスセンターは申告者に「商務部行政事務サービスセンター申告手続事項受理書」を発行する。受理書は、申告資料を既に受け取ったということのみを表し、反独占局が既に立件審査したことを示すものではない。

第16条 反独占局は、申告者が提出した文書・資料に対して審査を行わなければならない。

申告者が提出する文書及び資料がそろわない、完全でない、又は正確でない場合には、反独占局が規定する期限内に、補充し、修正し、明白にし、又は説明しなければならない。

反独占局は、審査後、申告文書・資料（補充された文書・資料を含む。）が「独占禁止法」第23条の規定に適合していると判断した場合には、立件審査し、かつ、行政サービスセンター経由で申告者に立件通知を届けなければならない。

第17条 申告者は、「経営者集中反独占審査申告表」の申告用クライアントソフトにより、「経営者集中反独占審査申告表」又は「経営者集中簡易事件反独占審査申告表」の記入・提出を選択し、申告文書・資料を編集しなければならない。当該申告用クライアントソフトは、商務部反独占局のウェブサイト (<http://fldj.mofcom.gov.cn>) からダウンロードすることができる。

第18条 申告後において、申告者が知り、若しくは知るべきである重大な変化が発生した場合、又は開示すべき新たな状況が発生した場合には、申告者は、遅滞なく書面で反独占局に通知しなければならない。

申告後に実質的な変化が発生した取引について、申告者は、当該取引を1回の新たな集中として改めて申告しなければならない。

第19条 次の各号に掲げる事由のいずれかに適合する場合には、申告者は、申告の撤回を  
書面により申請することができる。

- (一) 取引が経営者集中に該当しない場合
- (二) 集中が申告基準に達していない場合
- (三) 集中が本指導意見第25条の規定に適合している場合
- (四) 集中に実質的な変化が発生し、改めて申告する必要がある場合
- (五) 集中の各当事者が取引を放棄した場合

上記事由に適合する取引について、反独占局は、審査後に書面でその撤回に同意しな  
ければならない。

第20条 申告に係る文書・資料は、次の内容を含んでいなければならない。

- (一) 申告書。申告書には、集中に参加する経営者の名称、住所、経営範囲及び集中を実  
施する予定の日付を明記しなければならない。申告者の身分証明又は登録登記証明に  
ついて、国外申告者は、当地の関係機関が発行する公証及び認証文書を提出しなけ  
ればならない。申告を代理人に委託する場合には、申告者の署名を経た授權委託書を  
提出しなければならない。
- (二) 集中による関連市場の競争状況に対する影響の説明。これには、集中取引の概要、  
集中の動機、目的及び経済合理性分析、関連市場の画定、集中に参加する経営者の  
関連市場における市場シェア及び市場に対するその支配力、主要競争者及びその市場シ  
ェア、市場集中度、市場参入、業界発展の現状、市場競争の構造・業界の発展・技術  
の進歩・国民経済の発展・消費者及びその他の経営者に対する集中の影響等を含む。
- (三) 集中合意。これには、合意書、契約及び相応する補充文書等の各種形式の集中合意  
文書を含む。
- (四) 集中に参加する経営者の、会計士事務所の会計監査を経た前会計年度の財務会計  
報告
- (五) 反独占局が提出を要求するその他の文書・資料

第21条 本指導意見第20条により提出が要求される文書・資料のほかに、申告者は、例  
えば地方政府及び主管部門等の関係方面の意見又は集中合意を支持する各種報告（集  
中取引のフィージビリティスタディ報告、デューデリジェンス報告、業界発展研究報告、  
集中計画報告及び取引後の発展見通し予測報告等を含む。）のように、反独占局が当該集  
中について審査を行い、及び決定を下すのに資するその他の文書・資料を自発的に提出  
することができる。

第22条 申告者は、紙媒体の申告文書・資料を提出すると同時に、内容が同一である光デ  
ィスク電子文書を提出しなければならない。紙媒体の申告文書・資料は、合理的に編集・  
装丁しなければならない。付属文書形式で提出する文書・資料については、付属文書の目録  
を提供し、かつ、探しやすい方式で各付属文書の名称及び位置を表記しなければならない。  
電子文書は、閲覧しやすいよう合理的に整理しなければならない。

第23条 申告者は、中国語で作成した文書・資料を提出しなければならない。文書・資料  
の原本が外国語で書かれている場合には、中国語訳及び外国語原本を提出しなければな  
らない。文書・資料が副本、コピー又はファックスである場合には、反独占局の要求に基  
づき原本を提示して検証に供さなければならない。

関連外国語文書・資料が比較的長い場合には、申告者は、中国語の要約及び外国語原本

を提出することができる。反独占局は、業務の必要に基づき全文書の中国語訳を補充提出するよう申告者に要求することができる。

申告文書・資料中の外国会社等の外国語固有名詞については、中訳名を提出しなければならない。

第24条 申告者は、申告文書・資料の書面の秘密保持版及び公開版、並びに上記の全内容を含む電子光ディスク各1セットを同時に提出しなければならない。申告者は、申告文書・資料における商業秘密及び秘密保持が必要なその他の情報について表示を行わなければならない。

第25条 経営者集中に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、商務部に申告しないことができる。

(一) 集中に参加する1つの経営者が、その他の各経営者の50%以上の、議決権を有する株式又は資産を有している場合

(二) 集中に参加する各経営者の50%以上の、議決権を有する株式又は資産が、集中に参加しない同一の経営者に保有されている場合

第26条 簡易事件の申告は、「経営者集中簡易事件の申告に関する指導意見(試行)」を参照する。

第27条 申告者が重要な状況を故意に隠匿し、関連する資料若しくは情報の提供を拒絶し、又は虚偽の資料若しくは情報を提供した場合には、反独占局は立件しないことができ、立件済みである場合には、関連の立件決定を取り消し、かつ、「独占禁止法」第52条の規定に基づいて、関連経営者又は個人の法的責任を追及することができる。

第28条 経営者は、自ら相談及び申告することも、法によりその他の者に代理を委託することもできる。

経営者は、その他の者に代理を委託する場合には、授權委託書を発行しなければならない。

第29条 経営者集中が申告基準に達しておらず、経営者が自由意思により申告した場合において、反独占局は、申告文書・資料を受け取った後に審査を経て立件する必要があると判断したときは、「独占禁止法」の規定に従って立件審査を行い、かつ、決定を下さなければならない。

前項にいう申告及び立件審査の期間において、集中に参加する経営者は、その取引の実施を一時停止するか否かを自ら決定し、かつ、相応の結果を負うことができる。

第30条 反独占局は、経営者集中の相談及び申告業務の処理において知った商業秘密及びその他の秘密保持が必要な情報に対して秘密保持の義務を負う。

(法令原文名称：关于经营者集中申报的指导意见)